

別紙1

令和3年度 新潟市特定健康診査受診勧奨業務委託仕様書

1. 業務名

令和3年度 新潟市特定健康診査受診勧奨業務に関する業務

2. 委託の目的

新潟市（以下「甲」という）の令和元年度の特定健康診査の受診率は38.9%であり、設定した受診率目標である60%との乖離は大きい。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、受診者の減少が想定されることから、受診行動の復活と受診率回復が急務であり、令和2年度に引き続きデータを活用した特定健康診査の未受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、実施することで特定健康診査受診率の向上を図る。

3. 委託期間

契約日より令和4年3月31日

4. 委託の内容

甲は受託者（以下「乙」という）に対して以下の業務を委託する。

(1) データ分析業務

甲から提供される特定健康診査の受診履歴・結果・問診票のデータ等をもとに、乙は以下の業務を実施とする。

【データ提供 例】

FKAC167、FKAC165、受診券発送対象者情報（個人番号、性別、年齢等）、被保険者管理台帳 等

① データ分析を可能にするためのデータ加工

乙は、甲から提出される各データファイルを統合し、欠損している値に関してはそれを埋めるなど、データ分析が可能になる状態にデータを加工する。

② 受診勧奨すべき対象者の特定

乙はデータ分析により、受診勧奨すべき対象者を特定する。

③ 受診勧奨対象者の健康意識等の特定

②により特定した「受診勧奨すべき対象者」を、健康意識等のデータを分析し、対象者の特徴別に5つ以上のグループに分類する。

(2) 受診勧奨業務

乙は、(1)のデータ分析結果を受け、以下のように受診勧奨を実施する。

① 通知による受診勧奨

a. 対象者

全受診対象者のうち、勧奨効果が高いと思われる者

全受診対象人数

約120,000人 ※令和3年度途中新規国保加入者も含む

※甲は乙より作成・提出された受診勧奨対象者データから対象者を最終決定する。尚、乙は甲からデータ受領し受診勧奨すべき対象者を最終確認することとする。

b. 発送回数及び通数

1回目 約70,000件

2回目 約34,000件

c. 実施時期

令和3年9月以降を想定

d. 通知物の内容

通知物(受診勧奨用資材)については、勧奨対象者の特性に合わせた個別かつ訴求力の高い内容のものとし、5種類以上とする。

e. 通知物の印刷・郵送

(a) 通知物の印刷

通知物の印刷は乙が実施する。また、送付対象者の郵便番号、宛先、宛名は、甲が提供する情報を基に、乙が印刷する。

(b) 通知物の宛名印字

宛名印字に関しては漢字またはカナ印字で行う。また、漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。

(c) 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、乙は甲に事前に校正の確認を行う。乙は、甲の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。

(d) 通知物の発送

甲から提供される健診受診者などの除外対象者となる情報を基に、乙は最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則発送日の2週間前までの授受とする。それ以降の勧奨対象者の変更は行わない。勧奨対象者リストを乙は甲に納品する。

(e) サンプル納品

通知物のサンプルに関して乙は、通知物発送後速やかに、甲に対し各50部のサンプル納品を行う。

② SMS(ショートメッセージサービス)を活用した受診勧奨

同意が得られた勧奨対象者へSMSによる受診勧奨を実施する。

a. 対象数

約2,000件

b. 送信回数

2回を想定

c. 送信時期

通知による受診勧奨と同時期を想定

d. SMSの内容

乙は、対象の属性に合わせた内容の勧奨メッセージを作成する。また、受診を促すための健診案内ページ（ランディングページ）を最大5種類作成し、勧奨メッセージからのアクセスを促す。ただし、健診案内ページのURLは乙が指定したURLとし、配信元は対象者の使用キャリアに応じて甲の連絡先電話番号または特定の数字とする。SMSにアクセスした対象者から、ウェブ閲覧履歴情報等を取得し、当該情報をSMSによる勧奨の効果向上のために活用する。

e. メッセージ内容・送信

通知内容については甲と乙で内容を検討、作成は乙が実施する。また、勧奨対象者の宛名、電話番号等は、甲が提供する情報を基に、乙が送信リストを作成する。

(a) メッセージ内容の校正

通知するメッセージ内容に関して、乙は甲に事前に校正の確認を行う。乙は、甲の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。

(b) テストメールの送信

通知メッセージについて、乙は、送信日の3日前までに甲が定める宛先に、テストメールを送信する。乙は、甲にメッセージ内容・ランディングページ等についてPDF等の形態にてメール等で送付・納品をする。

(c) メッセージの送信

甲から提供される健診受診者などの除外対象者となる情報を基に、乙は最終的な勧奨対象者に送信を行う。除外対象者の情報は、原則発送日の2週間前までの授受とする。それ以降の勧奨対象者の変更は行わない。勧奨対象者リストを乙は甲に納品する。

(3) 勧奨結果の分析・報告業務

- ① 甲は、乙に令和2年4月からの受診者データを提供し、乙は受診勧奨事業実施による受診率の変化等について報告書を作成し、甲に報告する。
- ② 前項の効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、甲に提案を行う。

5. 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、事業完了後の一括支払いとする。
- (2) 乙は、作業が完了次第すみやかに甲に検査を請求し、検査に合格した時は代金の支払いを請求する。
- (3) 甲は乙が提出する請求書に基づき委託料を支払うものとする。

6. 情報の保護

- (1) 甲・乙の双方は本業務の履行にあたり知り得た情報を第三者に漏らさない。
(資料の転写・複写・転載・閲覧及び貸出を含む)
- (2) 乙は本業務に関するデータの管理において、漏洩、滅失、毀損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じる。
- (3) 委託業務完了後、乙は、本業務の履行に当たり収集、管理したデータを甲に引き渡すものとする。

7. 個人情報の保護

- (1) 乙は、本業務の履行にあたり、JISQ15001 規格に基づくプライバシーマークの取得又は情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC27001 (JISQ27001) の認定を受けていなければならない。
- (2) 乙は、本業務の履行にあたり、細心の注意をもって個人情報の管理に当たる。
- (3) 乙は、この契約による業務を履行するための個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することがないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。また、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

8. その他の特記事項

- (1) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等にかかる費用については全て乙の負担とする。その際、セキュリティ対策を講じること。
- (2) 受け渡しデータのフォーマットについては別途協議して定めるものとする。
- (3) 甲が要請する緊急の連絡や協議には迅速に対処する。
- (4) 契約後速やかに、全体スケジュール等の詳細について打ち合わせを実施すること。
- (5) 甲が提供する宛名データに関して、乙はそのデータに基づき通知物の発送を行う。この際、転居情報などは、データ提供時に全て反映されているものとする。
- (6) 報告書のフォーマットに関しては別途協議して提供するものを基本とする。
- (7) その他、仕様書に定めのない事項については、甲・乙が協議して決める。